
学生教育研究災害傷害保険(学研災) 説明会

令和5(2023)年度



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

次 第

- I. 開会 公益財団法人 日本国際教育支援協会

- II. 挨拶 公益財団法人 日本国際教育支援協会
 文部科学省高等教育局学生支援課（東京会場）

- III. 説明

 1. 学研災の概要について

 2. 今後の改定等について

 3. 学研災・付帯賠償について

 4. 学研災アプリ（Skettbook）について

 5. 付帯学総・インバウンド付帯学総・付帯海学について

 6. スポーツ安全保険の紹介

 7. 事故の状況について

- IV. 閉会 公益財団法人 日本国際教育支援協会

- V. 個別相談会 公益財団法人 日本国際教育支援協会
 東京海上日動火災保険株式会社

目 次

令和5年度のポイント	1
1. 制度の概要について	2
(1) 概要・沿革	2
(2) 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険について	5
2. 事務手続の重要事項について	13
(1) 加入形態について	13
(2) 本保険についての理解増進と周知徹底のためのお願い	14
(3) 学研災管理システムについて	15
(4) 契約内容変更（異動）の申請について	16
(5) その他の帳票について	17
(6) 「学研災 NAVI」について	17
3-1. 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）について	18
(1) 概要	18
3-2. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）について	19
(1) 概要	19
3-3. 付帯学総、インバウンド付帯学総 共通事項について	20
(1) 令和6年度の補償内容および保険料について	20
(2) Web 加入（サイちゃんの学生保険サイト）について	20
(3) 事務取扱について	22
4. 学研災付帯海外留学保険（付帯海学）について	27
(1) 概要	27
(2) 令和5年6月始期以降の補償内容および保険料について	27
(3) Web 加入システムの導入について	29
(4) 事務取扱について	29



令和5年度のポイント

①【共通】令和6年度の保険料について

- ・学研災と付帯賠償（A～Lコース）の改定はありません。
- ・付帯学総、インバウンド付帯学総の改定はありません。
- ・令和6年6月からの付帯海学については近日決定します。

②【共通】改正道路交通法について

令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となり、同年7月1日からは電動キックボード等の新たな交通ルールが適用されます。

③【付帯賠償】加入コースの選択について

付帯賠償加入の際には、実習内容をご確認の上、補償対象となるコースを選択してください。Bコースでは対象外となる実習がある場合には、あらかじめAコースでの加入をお願いします。

④【学研災】学研災アプリ（SkettBook）での事故通知・保険金請求について

事故通知から保険金請求までの一連の流れを、学生自身が学研災アプリにて行うことができます。なお、従来の事故通知・保険金請求方法は引き続きご利用いただけます。

⑤【付帯学総・インバウンド付帯学総・付帯海学】留学関連制度について

外国人留学生受入れおよび海外留学派遣の再開に伴う、賛助会員校の受入・派遣体制強化に向けて各種付帯制度をご用意しております。未導入校の皆様におかれては改めて制度導入のご検討をお願い致します。

⑥【付帯海学】Web加入システムの導入について

令和5年6月以降留学より、原則付帯海学Web加入システムのご利用をお願いしております。当システムの導入によって、保険料をクレジットカードでお支払することが可能となり、特定の危機管理サービスをご利用頂いている場合には、保険料決済時にまとめて海外危機管理サービス料をお支払頂くことが可能です。



1. 制度の概要について

(1) 概要・沿革

① 目的

学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度として、昭和51年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省（当時。以下同様）の指導により創設されました。

② 創設の経緯

- ◇昭和40年代の大学進学者の増加に伴い、実験実習・体育等の教育研究中における大学生の災害事故が急増しました。当時、高等専門学校以下の学校については、学校管理下における事故等について、日本学校安全会法（当時）に基づく医療費等の給付が行われていたが、大学にはこのような制度がなく、全国規模の統一的補償制度を望む声が大学関係者の間から多く出されました。
- ◇このような流れの中で、昭和45年10月、日本学術会議により、「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告が内閣総理大臣あてになされ、また昭和49年6月に国立大学協会が文部大臣あてに「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書を提出しました。このような状況において、文部省は「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設置、アンケート調査等を実施して、昭和50年8月15日に具体的な対策案を最終報告として取りまとめました。
- ◇この結果を受け、教育研究活動中の事故を補償するため、(財)学徒援護会（当時）が保険契約者となり、賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とし、複数の国内損保会社と保険契約を結ぶ方式による保険約款が昭和51年1月に大蔵省（当時）より認可され、昭和51年4月より本制度を開始した。

③ 本保険の特徴

- 大学による事務のご協力を前提とし、大多数の大学が賛助会員となることで、低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供していること。
- 修学環境の変化等に合わせて補償範囲の拡大および内容の充実が図られていること。

本保険は、現在多くの大学で、学生に対するリスク管理のための重要な施策の一つとして位置づけていただいております。令和5年3月末では、全国の大学・短期大学の約85%が賛助会員校となり、約283万人の学生が加入する学生の標準的な保険となっています。令和2年度からは高等専門学校も賛助会員校の対象となり、本保険にご加入いただけるようになりました。

④ 創設以来の主な改定

年 度	内 容
昭和 51 年 (1976 年)	【学研災】 学生教育研究災害傷害保険を創設
昭和 53 年 (1978 年)	【学研災】 保険金増額等の改定
昭和 55 年 (1980 年)	【学研災】 学校施設内課外活動中の傷害を補償範囲に追加
昭和 58 年 (1983 年)	【学研災】 学校施設内休憩中、学校施設外課外活動中の傷害を補償範囲に追加
平成 3 年 (1991 年)	【学研災】 文科系、理工・体育系の保険料不均衡是正他による保険料の改定
平成 5 年 (1993 年)	【学研災】 A タイプ（死亡保険金最高 2,000 万円）を新設
平成 8 年 (1996 年)	【学研災】 通学中等傷害危険担保特約を新設
平成 10 年 (1998 年)	【付帯賠償】 インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険を新設
平成 12 年 (2000 年)	【付帯賠償】 学生教育研究賠償責任保険を新設
平成 14 年 (2002 年)	【付帯賠償】 医学生教育研究賠償責任保険を新設
平成 17 年 (2005 年)	【付帯賠償】 法科大学院生教育研究賠償責任保険を新設
平成 18 年 (2006 年)	【付帯賠償】 10 月保険始期の取扱開始 【付帯学総】 学研災付帯学生生活総合保険を新設（国立大学 7 校を対象に先行募集実施）
平成 19 年 (2007 年)	【付帯学総】 全国募集開始
平成 20 年 (2008 年)	【付帯賠償】 保険料の改定、海外での事故を補償範囲に追加（法科大学院生教育研究賠償責任保険を除く） 【付帯学総】 損害保険料率算出機構の傷害保険における参考純率改定に伴う保険料の改定、加入者数が 1 万人を超え団体割引 30%を適用
平成 21 年 (2009 年)	【付帯賠償】 法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料の改定、海外での事故を補償範囲に追加

年 度	内 容
平成 23 年 (2011 年)	【学研災】保険料の改定、文科系・理工系・体育系の区分を撤廃、通学中等傷害危険担保特約の保険料の改定、医療保険金支払日数を改定、接触感染予防保険金支払特約を新設 【付帯学総】損害保険料率算出機構の傷害保険における参考純率改定に伴う保険料の改定、疾病学資費用を補償範囲に追加
平成 24 年 (2012 年)	【学研災・付帯賠償】9 月保険始期の取扱開始 【付帯学総】傷害学資費用・疾病学資費用に保険金額 50 万円コースを追加
平成 25 年 (2013 年)	【付帯学総】天災危険担保特約を補償範囲に追加
平成 26 年 (2014 年)	【学研災・付帯学総】損害保険料率算出機構の傷害保険における標準約款および参考純率改定に伴う約款の改定
平成 27 年 (2015 年)	【付帯賠償】法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料の改定 【付帯学総】賠償責任保険に示談交渉サービスを追加 【付帯海学】学研災付帯海外留学保険を新設
平成 28 年 (2016 年)	【付帯海学】保険料割引率の拡大
平成 29 年 (2017 年)	【インバウンド付帯学総】外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険を新設 【付帯学総・インバウンド付帯学総】保険約款を「こども総合保険」から「総合生活保険」に変更 【付帯海学】保険料割引率の拡大
平成 30 年 (2018 年)	【学研災】学校施設内の補償範囲を拡大 【付帯海学】保険料割引率の拡大および歯科治療費用担保特約を補償範囲に追加
令和元年 (2019 年)	【付帯学総】薬物免責規定およびギプス等に関する規定の変更・明確化
令和 2 年 (2020 年)	【学研災・付帯賠償】高等専門学校加入に伴う約款の改定 【付帯海学】航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約および航空機遅延費用担保特約の保険金額の改定
令和 3 年 (2021 年)	【学研災】みなし通院約款の改定（対象となる傷害・部位の拡大、ギプス等の定義の明確化） 【付帯賠償】法科大学院生教育賠償責任保険の対象者に学部法曹コースを追加

(2) 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険について

① 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）について

学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを目的とした保険制度。

加入者は、教育研究活動に合わせて以下を付加することができます。

特約

・通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

通学中：学生の住居⇄活動先（大学・実習先・クラブ活動先等）

学校施設等相互間の移動中：大学⇄活動先（大学・実習先・課外活動先等）

・接触感染予防保険金支払特約（接触感染特約）

臨床実習中の接触感染に対する予防措置を受けた場合に補償。



学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

他人にけがを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償。



学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

24時間の補償。けが・病気、賠償責任保険、救援者費用がセットされた基本補償に、オプションで感染予防費用・育英費用・学資費用・生活用動産・借家人賠償責任を選択可。



外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

付帯学総の外国人留学生版。付帯学総の基本補償に加え、治療費用実費・救援者費用・生活用動産・借家人賠償責任の補償を必要に応じて選択でき、月単位での加入も可能。



学研災付帯海外留学保険（付帯海学）

大学が承認した派遣留学に参加する学生のための海外旅行保険。けが・病気の治療費用、救援費用、傷害・疾病死亡保険金、傷害後遺障害保険金、携行品損害保険金、賠償責任保険がセット。オプションで航空機寄託手荷物、航空機遅延を選択可。

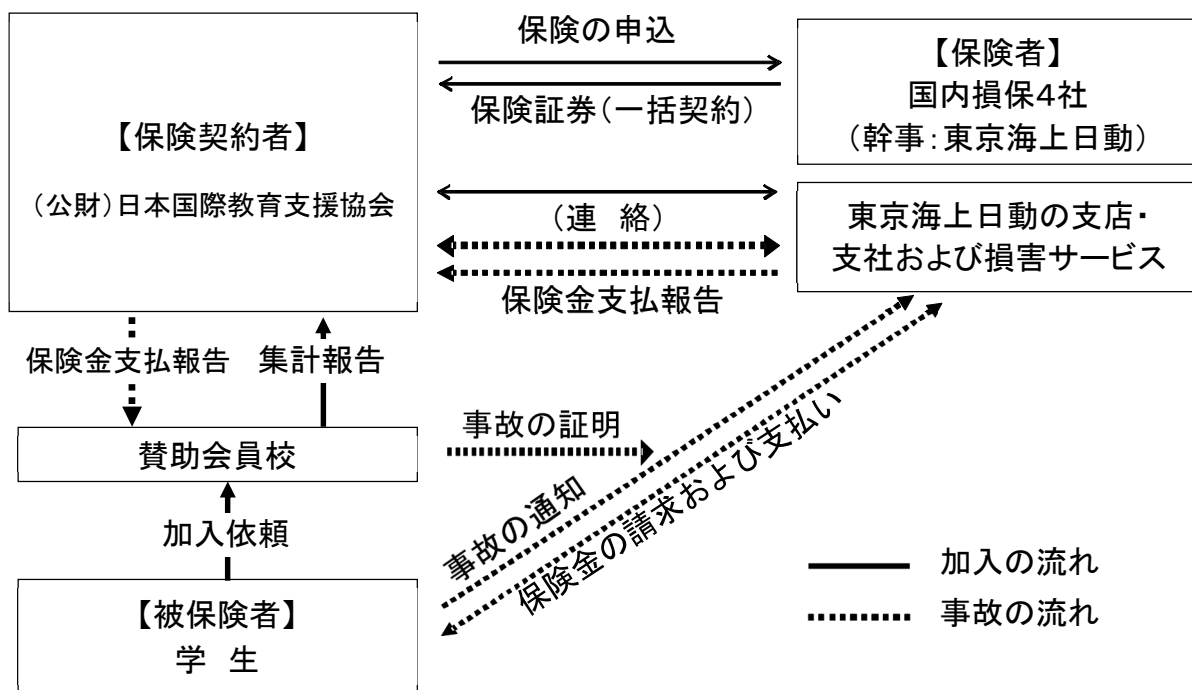


学研災・付帯制度 全体像

学研災（傷害保険）



② 事務の流れと役割



各種手続書類の提出先・お問い合わせ先

加入および異動の手続は・・・



公益財団法人日本国際教育支援協会

学生支援部 学生保険課

TEL : 03-5454-5275 Email : mutual-pr@jees.or.jp

オンラインシステムによるお手続きとなります

「学研災管理システム (<https://www.jees-gsys.jp>)」

事故通知および保険金請求は・・・



東京海上日動火災保険株式会社

ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室

傷害保険サポート第三チーム (学校保険コーナー)

〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング

学校保険コーナー TEL : 0120-868-066 FAX : 03-6402-3567

※上記番号が繋がりにくい場合、下記番号をご利用ください。

学研災 : 03-6632-0737 学研賠 : 03-6632-0739



令和5年4月1日から学研災アプリ「SkettBook」にて事故通知・保険金請求手続きが可能です。

(LINE版「SkettBook」、事故通知はがき等の従前の手続きも引き続き利用できます。)

③ 補償対象および保険料・保険金額

a) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

7) 補償対象

正課中、学校行事中、学校施設内にいる間および学校施設内・外での課外活動中（クラブ活動中）における傷害事故を補償します。また、「通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）」を付帯することにより、通学中および学校施設等相互間の移動中における傷害事故も補償します。さらに、「接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）」を付帯することで、臨床実習中における針刺し事故などによる感染症予防措置に対応できます。

4) 保険料（令和5年4月1日現在）

Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円） 4年間の例（通信教育は6年間）

保険料	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	2,300円	400円	100円
通学特約	1,000円	1,000円	40円
接触感染特約	70円	70円	70円

Bタイプ（死亡保険金最高1,200万円） 4年間の例（通信教育は6年間）

保険料	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	1,900円	350円	100円
通学特約	750円	750円	30円
接触感染特約	70円	70円	70円

5) 保険金（令和5年4月1日現在）

Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」 「学校行事中」	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日以上対象 3,000円～30万円	1日につき 4,000円
「課外活動（クラブ活動） を行っている間以外で学 校施設内にいる間、通学 特約加入者の通学中、学 校施設等相互間の移動 中」	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上対象 6,000円～30万円	
「学校施設内外を問わ ず、課外活動（クラブ活 動）を行っている間」	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数14日以上対象 3万円～30万円	

Bタイプ（死亡保険金最高1,200万円）

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」 「学校行事中」	1,200万円	72万円～ 1,800万円	治療日数1日以上対象 3,000円～30万円	1日につき 4,000円
「課外活動（クラブ活動） を行っている間以外で学 校施設内にいる間、通学 特約加入者の通学中、学 校施設等相互間の移動 中」	600万円	36万円～ 900万円	治療日数4日以上対象 6,000～30万円	
「学校施設内外を問わ ず、課外活動（クラブ活 動）を行っている間」	600万円	36万円～ 900万円	治療日数14日以上対象 3万円～30万円	

接触感染予防保険金（接触感染特約加入者のみ対象）

Aタイプ・Bタイプ共通

補償範囲	支払保険金
「臨床実習中」	1事故につき15,000円（定額払）

ちょこっとポイント（学研災編）

- 海外も国内同様に補償対象です。
- 正課または学校行事の位置づけは、大学の判断となります。単位の有無や対価の有無は補償には関係ありません。
学生をアルバイトとして雇用する場合でも、学校管理下または学校施設内であれば対象です。
- 犬・猫・蛇等にかまれた！蜂に刺された！・・・もちろん、人にかまれた場合や漆・ハゼで皮膚がかぶれた場合も補償対象です。
- 学校が禁止していなければ通学中の交通手段は問いません。
自動車・バイク・原付・自転車・・・ローラースケート・キックボード（人力・電動）でもOKです。
- 1日に複数の病院に通院しても治療日数は1日とカウントします。
- 熱中症・食中毒も対象です。
- 病気や持病が原因のけがは補償の対象外です。
- 他の保険からの保険金受給の有無に関係なく保険金を請求できます。

b) 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

7) 補償対象

学研災の加入者が日本国内外において、保険期間中に正課中、学校行事中、課外活動*¹中またはその往復で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

1) 保険料および保険金（令和5年4月1日現在）

区 分	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
	学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)	医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)	法科大学院研究生教育研究賠償責任保険 (略称「法科賠」)
対象となる活動範囲	正課中、学校行事中、課外活動* ¹ 中およびその往復。 ※薬学教育実務実習を含む。 ※医療関連実習を除く。	正課、学校行事または課外活動* ¹ に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。※医療関連実習および薬学教育実務実習を除く。	医療関連学部・(学)科の正課中、学校行事中、課外活動* ¹ 中およびその往復。	対人・対物賠償：法科大学院等（法曹コースを含む）の正課中、学校行事中、課外活動* ¹ 中およびその往復。 人格権侵害補償：臨床法学実習による不当行為に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問わない。
支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度* ² 免責金額（自己負担額）0円* ³			
	対人賠償 対物賠償			損害賠償請求者 1名当たり 1,000万円限度* ⁴ 免責金額* ³ (自己負担額)0円
保険料* ⁵ (1年間)	340円	210円	500円	1,640円

* 1 「課外活動」…インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動。

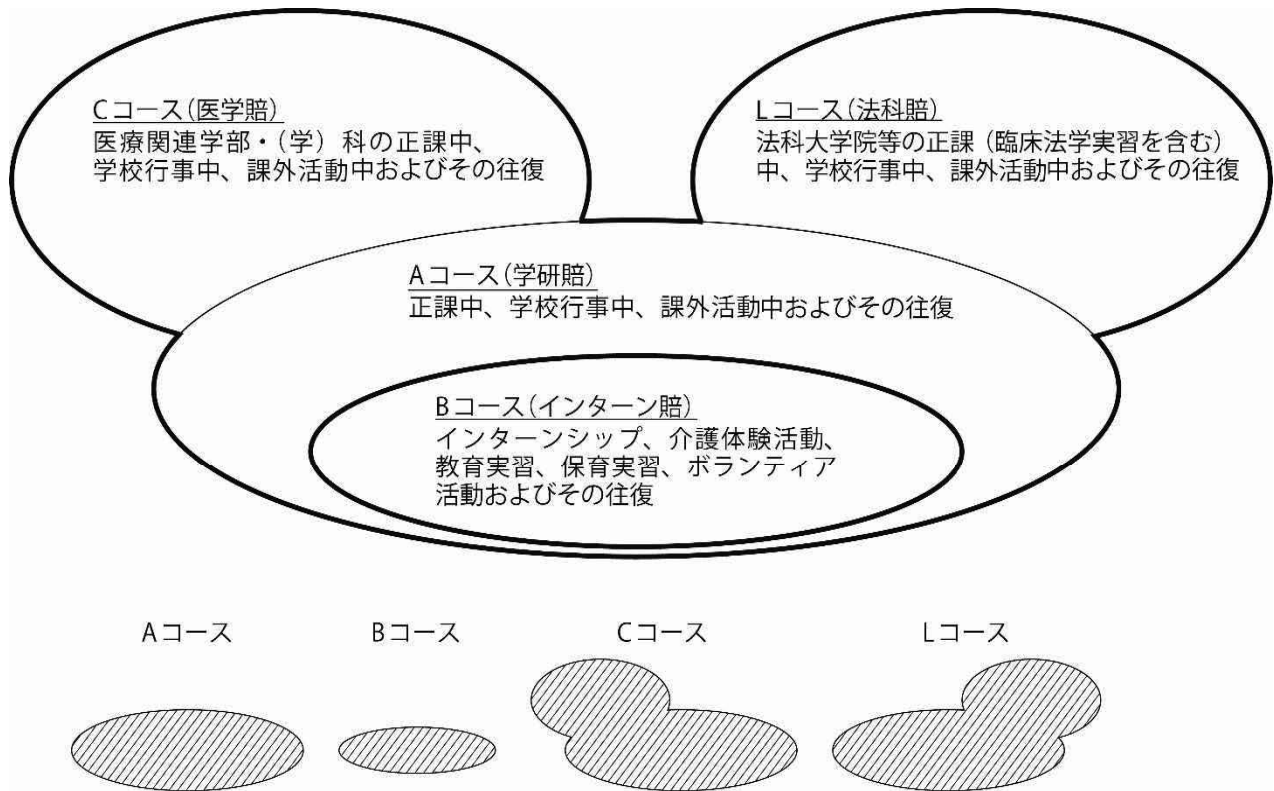
* 2 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額。

* 3 「免責金額」…支払保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額。

* 4 保険期間中の支払限度額。

* 5 「保険料」…加入期間が2年間以上の場合はその年数を乗じた金額となる。

対象となる活動範囲【図解】



(※) 各コースの活動範囲の大小関係は、CコースまたはLコース>Aコース>Bコースです。そのため、CコースまたはLコースもしくはAコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。また、CコースまたはLコースに加入した学生は、Aコースに加入する必要もありません。(加入できるコースは被保険者1名につき1コースのみです)

特定の実習・インターンシップのみに補償の範囲を限定する場合を除き、原則としてAコース(医学系学部はCコース、法科大学院等はLコース)を選択してください

【AコースとBコースの違い】

Aコースでは、正課、学校行事中、課外活動中およびその往復での事故を補償、BコースではAコースの内のインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復での事故を限定して補償します。また、Bコースでのインターンシップは就業体験があるもののみが対象です。

<Aコースでは補償対象になるが、Bコースでは補償対象外になる例>

- ✓ 授業に参加するために寮から学校へ自転車で向かっている間に歩行者にぶつかりけがを負わせた。
- ✓ 授業で実験中、使用していた高額な機器を破損させた。 ---->Bコースは正課・学校行事が対象外

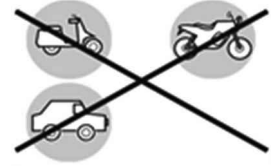
【インターンシップで加入コースの選択について】

正課・学校行事・課外活動としてのインターンシップは、付帯賠償責任保険の全てのコース(A~L)で補償の対象となります。

ただし、医療関連実習および薬学教育実務実習を含むインターンシップはBコースでは対象になりません。特に、薬学部の学生が薬局や薬品会社でインターンシップを行う場合には、Aコースに加入していないと補償の対象とならない場合があるので注意が必要です。例えば、薬局での薬の調剤等は「薬学教育実務実習」となり、Bコースでは補償の対象外です。一方、薬局での単なる接客などは、Bコースでも補償の対象となります。事前に実習内容が薬学・医療実習の範囲外に明確に限定されていない場合は、薬学系の学部はAコース、医学系の学部はCコースを選択してください。

ちよこっとポイント（付帯賠償編）

- 国内も海外も補償対象です。
- させた+した 場合、補償します。
相手にけがをさせた！
物を壊した！失くした！汚した！
- 各コース、往復中も補償対象です。 交通手段は徒歩、自転車（電動アシスト自転車を含む）・電車等公共交通機関に限ります。ただし、学校が自転車通学を禁止している場合や原付・バイク・自動車での事故は対象外です。
- 医学賠（Cコース）について、医師免許や看護師免許等、専門資格が必要な『医療行為』に起因した賠償事故は、専門資格を有している学生のみが補償の対象となります。例えば、学校が主催するワクチン接種を正課実習の一環として専門資格取得前の学生を注射の打ち手として参加させ、注射が原因で被接種者の腕の神経を傷つけてしまう事故が発生した場合は医学賠の対象外となる点ご注意ください。
- 付帯賠償のみでは示談交渉サービスがついていません。示談交渉サービスをご要望の場合には付帯学総のご案内をご確認ください。



ちよこっとポイント（インターンシップ・ボランティア編）

【インターンシップ・ボランティア共通】

- 学校が「正課」または以下の方法で事前に「学校行事」と認めたインターンシップやボランティア活動であれば、学研災および付帯賠償の全てのコースで対象となります。
 - ①個別承認方式：学校が都度、学生や教職員から学校に届け出をさせて承認する。
 - ②包括承認方式：教授会等の機関で学校として学校管理下の行事であることを決議し、次回以降も同様の扱いとすることを決める。※「学校行事」としての位置づけ方の詳細は、「学研災・付帯賠償の解説」P.49をご参照ください。
- 学生が個人的に応募するインターンシップやボランティア活動でも、上記同様に学校で「正課」または「学校行事」と位置づければ対象となります。
※正課と学校行事のどちらで位置づけをするかにつきましては、各学校のご判断にお任せしています。
- 海外でのインターンシップやボランティア活動においても国内同様に補償されます。
なお、インターンシップやボランティア活動中（プログラム中）は対象となりますが、プライベート中の事故は対象外となりますのでご注意ください。


【インターンシップ】

- インターンシップ先で学生が個人情報を漏えいした場合、付帯賠償 A～C コースでは補償の対象となりません。しかし、学生個人が法律上の損害賠償責任を負うことは極めて限定的であり、一般的には企業が責任を負うこととなります。ご不明点等ございましたら、東京海上日動までお問い合わせください。

【ボランティア活動】

- 正課または学校行事として被災地でボランティア活動を行う場合も対象となりますが、ボランティア活動中に起きた地震、噴火、津波による事故は原則対象外です。
- 部活動としてボランティア活動に参加する場合でも、該当のボランティア活動を「正課」または「学校行事」と認めていただければ、通院日数1日目から対象となります。

③ 最近の道路交通法改正をめぐる学研災のポイント

<p>特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)の交通方法等 (令和5年7月1日施行)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車体の大きさや構造等が一定の基準に該当する原動機付自転車が「特定小型原動機付自転車」とされました。 ○ 特定小型原動機付自転車の運転に運転免許は要しないこととされました(16歳未満は運転禁止)。また、乗車用ヘルメットの着用は努力義務とされました。 ○ 特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄って通行するなどの交通ルールが定められました。 ○ 特定小型原動機付自転車のうち一定の基準に該当するものを「特例特定小型原動機付自転車」とし、歩道通行や路側帯通行等に関する交通ルールが定められました。 ○ 特定小型原動機付自転車による交通違反は交通反則通告制度および放置違反金制度の対象とされ、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講が義務づけられました。
<p>自転車の乗車用ヘルメットに関する規定 (令和5年4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の運転者は、乗車用のヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 ○ 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 ○ 児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児が自転車を運転するとき、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(全日本交通安全協会 HP より抜粋)

特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(いわゆる自賠責保険(共済))への加入が義務付、ナンバープレートの取付等、原動機付自転車に近い扱いとなっています。

学研災については・・・

大学が禁止していない手段として特定小型原動機付自転車その他類似の手段を利用して事故が発生した場合、自身のけがについては補償対象となります。(通学中・施設間移動中は特約加入が前提となります)

付帯賠償については・・・

特定小型原動機付自転車を利用して事故が発生した場合、付帯賠償の補償対象外です。(自動車・バイク同様、別途加入義務となる自賠責保険等の補償対象)なお、人力のキックボード等は対象となりますが、特定小型原動機付自転車未満で動力を持つもの(セグウェイ等)については対象外となるので注意が必要です。

死亡・後遺障害等重大な事故の多くが交通事故となっています。通学特約の付帯とヘルメット着用の努力義務を含め安全への啓発に十分ご注意ください。

2. 事務手続の重要事項について

(1) 加入形態について

加入形態	全員加入	任意加入
内容	原則、大学院の研究科、大学の学部、短期大学および高等専門学校 ^の 学科の1学年以上の加入単位で所属する学生全員を加入させる。	学校が個々の学生の申込を受け、取りまとめの上、加入させる。
学校機関での決議等	必要	不要
保険始期	保険加入日として決議した日が学生全員の保険始期となる。	学校が申込を受け、保険料を受領した翌日の午前0時。
加入者名簿	不要	必要
加入申込期限	5/20 (4月入学生の場合) [※]	加入を受け付けた月の翌月20日

※ご加入状況の確認が遅れることで事故時の対応が滞る原因となりますので、期限に間に合うようご協力をお願いします。

～ 全員加入のメリット ～

- ① 学校の安全管理責任の観点から・・・
 - 授業中・課外活動中など学校に安全管理責任がある環境下で発生した事故等に際して全ての学生が補償対象となるので安心です。
- ② 事務軽減の観点から・・・
 - 加入者名簿のご提出は不要です。加入する学生の氏名や学籍番号、個々の入金日等をご入力いただく必要はありません。
 - 事故発生時に個々の学生の加入状況を確認する必要がないため、保険金請求手続をよりスムーズに行うことができます。

(2) 本保険についての理解増進と周知徹底のためお願い

【募集時・加入時】

◆学研災および付帯賠償の「ごあんない」を窓口に常備し、希望する学生には漏れなく配付するようお願いいたします。

また、本保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。「加入者のしおり」が保険証券の代わりとなりますので、加入学生全員に対して確実に配付するようお願いいたします。

※学校のHP等に「加入者のしおり」のリンクを貼る場合でも、必ず原物の配付をお願いします。

◆学研災等に係る独自の説明文書を学校で作成されている場合は、次の文章を挿入するようお願いいたします。

「〇〇課窓口で配布の学研災および付帯賠償の『ごあんない』、または学研災の運営者である(公財)日本国際教育支援協会のHP (<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>) に、本保険に関する重要な事項が掲載されています。加入に際しては、必ず確認の上、手続きしてください。」

【事故時】

学生が事故に遭った場合には、当該学生が確実に保険金を請求できるよう、適切なご指導・ご支援をお願いいたします。学研災等に加入していることを認識していない学生もいると思われるので、保険金の請求漏れがないよう、入学ガイダンス等、日頃から学生に対するご周知をお願いいたします。

ちょこっとポイント（新入生編）

例年4月・5月は新入生の事故が多く発生しています。新入生によく見られる事故の特徴をまとめましたので、事故防止にお役立てください。

- ①学校施設内での転倒事故（慣れない施設や環境での事故）
- ②体育系の部活動中の事故（スポーツ推薦の学生など気合の入りすぎによる事故）
- ③クラブ活動の体験中の事故（体験で新しいスポーツに挑戦する際の事故）
- ④体育実技中の事故（運動不足の学生による骨折などの事故）
- ⑤新入生歓迎会での事故（新学期に開催される行事中の事故）
- ⑥通学中の事故（慣れない通学路での交通事故）



(3) 学研災管理システムについて

本協会宛の事務手続きは学研災管理システムで行います。

①学校情報の登録関係

校名変更、加入コースや学部の変更・追加、担当部署の名称変更や事務担当者の変更等

②加入手続関係

集計報告および加入者名簿（任意加入の場合）の提出、見積書兼請求書の作成

③解約・返戻関係

契約内容変更（異動）の申請（退学・休学に伴う返金、改姓、転部・転科等）

操作方法等の詳細は、トップページに掲載のマニュアルを参照ください。

※マニュアルは随時更新しています。

ちよこっとポイント（学研災管理システムの留意点編）

【加入手続について】

- 全員加入の場合、4月入学生の集計報告の締め切りは毎年原則5月20日となります。事故時に加入確認が出来るよう、提出期限内にご提出をお願いします。担当を変わられる場合には、期限につきまして必ず引き継ぎをお願いします。なお、加入の受付は通年行っておりますので、カウント漏れ等で1名追加する必要がある場合などは、後からでも追加申請は可能です。

【解約・返戻手続きについて】

- 休学は復学後、退学は退学後に申請をお願いします。
- 返金額は加入時の保険料を基に計算をしていますので、保険責任期間については必ず加入時の年数をご入力ください。

【その他の留意点】

- 学研災管理システムでは原則 JIS 第一・第二水準の字体をご利用ください。文字化けが起こりますので、常用漢字、カタカナ、アルファベット等で代用をお願いします。
- 加入者名簿を作成する際、エクセルのセル書式を変更しないでください。アップロード時にエラーとなることがあります。コピー&ペーストする際もセル書式が変更されないようご注意ください。
- 送付物の受取りについて
原則、本協会からの送付物は学研災管理システムに登録のある部署へ発送します。送付物受取可否の設定は学研災管理システムから可能です。送付物が不要の場合は以下の設定をお願いします。

■送付物受取 変更申請方法

- ① 「取扱部署一覧」より変更ボタンをクリック
- ② 「部署への送付物」欄の「不要」にチェック
- ③ 「入力内容の確認」をクリックし次画面で「登録」をクリック
申請後、本協会より承認されたら変更が完了となります。

(4) 契約内容変更（異動）の申請について

加入学生に異動が生じた場合は手続きが必要です。特に保険料の返還や追徴を伴うものについては、速やかに対応をお願いします。学研災管理システムにて契約内容変更（異動）の申請を行ってください。

【契約内容変更（異動）の申請が必要な場合】

○：要申請

	変更事項	全員加入	任意加入	注意点
①	退学（除籍、死亡を含む）	○	○	保険料の返還を伴わない場合でも変更事由が発生した場合はご申請ください。なお、単年度加入でも、1年間休学した学生については返還の対象となります。
②	休学	○	○	
③	転部・転科（学研災）	△*1	○	保険責任期間は必ずご入力ください。
④	・昼夜間等の変更（学研災） ・コース変更（付帯賠償） ・二重加入（学研災・付帯賠償）	○	○	付帯賠償について、やむを得ずコース変更をする場合は、申請前に本協会へご連絡ください。
⑤	改姓	不要	○	

*1 全員加入の学部等から任意加入の学部等に転部転科する場合は手続きが必要です。

【ご提出の際の注意点】

① 退学の場合は退学後、休学の場合は休学期間の終了後にご申請ください。

※退学日、休学日が未来の日付のものは受付できません。

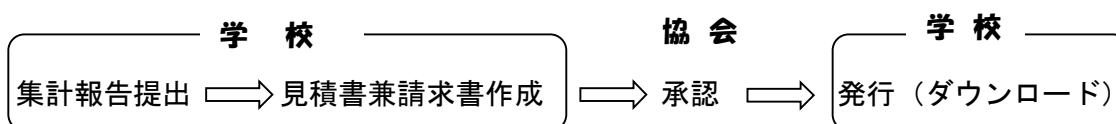
② ご返金は月末締め翌月24日払いです。（土日の場合は前倒し）

(5) その他の帳票について

【保険料見積書兼請求書】

学研災管理システムから PDF ファイルでダウンロードいただけます。

(発行までの流れ)



【保険金請求書】※従来（紙ベース）通りです。用紙は帳票申込サイトから入手できます。

①最新版申込のお願い

毎年若干の変更を行っています。常に最新版を申込いただくようお願いします。

②送付先について

ご送付先は東京海上日動の傷害保険サポート室（学校保険コーナー）宛です（住所はP.6をご覧ください）。なお、1番上の「学校控」は必ずお手元に保管してください。

【令和6（2024）年度版帳票類】

学研災・付帯賠償の「ごあんない」および「加入者のしおり」等の申込受付や発送の開始時期は「学研災 NAVI」でご案内します。

【視覚障がい（弱視）のある学生向けの「ごあんない」】

令和5（2023）年度版の学研災および付帯賠償の「ごあんない」について、弱視の学生に配慮した白黒版をご用意しました。本協会 HP で掲載しておりますので、是非ご活用ください。

(6) 「学研災NAVI」について

本協会 HP 内に、事務ご担当者様専用の「学研災 NAVI」を設置しています。最新のお知らせ等を随時更新しておりますので定期的にご覧ください。

また、事務上必要となる各種様式も「学研災 NAVI」からダウンロードしていただけます。

URL : <http://www.jees.or.jp/gakkensai/daigaku.htm>

3-1. 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）について

(1) 概要

① 補償対象

学研災加入者が学研災の補償内容に上乘せとして補償を追加したいと考える場合に、任意に加入できる保険です。疾病治療費用等プライベートを含む 24 時間の事故に対応し、学生生活を幅広く補償します。付帯学総の賠償責任補償には、示談交渉サービスが自動で付帯されています。

② 保険金額と保険料（令和 5 年 4 月 1 日現在）

※保険料は 4 年間の例

【基本補償】 団体割引【30%】 10,000 名以上

【基本補償】		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
保険料（4年間分）		36,790円	42,970円	49,130円
保険金額	死亡・後遺障害	100万円	300万円	500万円
	治療費用	治療費用実費（ケガ・病気）入・通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日まで		
	賠償責任保険	1事故1億円限度（自己負担額0円） 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度		
	救済者費用	100万円	300万円	500万円

※賠償責任保険は、「1 事故 3 億円限度」の補償も選択可能です。ご希望の場合は、個別にご相談ください。

【オプション】

オプション1		育1コース	育2コース	育3コース	
育英費用	保険料	2,100円	4,200円	6,300円	
	保険金額	100万円	200万円	300万円	
オプション2		学1コース	学2コース	学3コース	学4コース
学資費用（ケガ）	保険料	4,650円	13,950円	23,250円	2,330円
	保険金額	100万円	300万円	500万円	50万円
オプション3		疾学1コース	疾学2コース	疾学3コース	疾学4コース
学資費用（病気）	保険料	30,780円	92,340円	153,900円	15,390円
	保険金額	100万円	300万円	500万円	50万円
オプション4		生1コース	生2コース	生3コース	
生活用動産[A]+ 借家人賠償責任[B] （一人暮らし学生用）	保険料	5,990円	9,670円	14,870円	
	保険金額	[A] 50万円 [B] 300万円	[A] 80万円 [B] 500万円	[A] 100万円 [B] 1,000万円	
オプション5					
感染予防費用	保険料		90円		
	保険金額		50万円		

3-2. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

(インバウンド付帯学総) について

(1) 概要

インバウンド付帯学総は、学研災に加入の外国人留学生（インバウンド留学生）が、より安心して日本での留学生活を送れるように、大学関係者や学生の皆様からのご要望に応じて創設しました。補償内容はこれまでの付帯学総と同様、24時間の補償やけが・病気の治療費実費の補償などを盛り込んでおり、加えて制度案内のパンフレットは英語・中国語・韓国語・ベトナム語をご用意しております。（事故受付は、日本語・英語対応となります。）受入留学生ごとの保険加入内容を均一化することができ、大学としての受入体制強化にも繋がる制度です。

【主要プラン】（令和5年4月1日現在）

		留学期間3か月超の留学生用			
		留学期間3か月以内の留学生用			
保険金額	賠償責任	1事故 国内:1億円限度、国外:1億円限度			
	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	
	治療費用	実費			
	救援者費用	300万円	300万円	300万円	
	傷害定額(入院日額) (通院日額)			5,000円 3,000円	
保険料 (卒業までの一括払)	保険期間	1か月まで		460円	2,240円
		2か月まで		660円	3,170円
		3か月まで		840円	4,060円
		4か月まで	6,330円	1,030円	
		5か月まで	7,480円	1,210円	
		6か月まで	8,060円	1,310円	
		7か月まで	8,630円	1,400円	
		8か月まで	9,200円	1,490円	
		9か月まで	9,780円	1,590円	
		10か月まで	10,360円	1,680円	
		11か月まで	10,930円	1,770円	
		1年間	11,500円	1,860円	
		2年間	20,130円	3,260円	
	3年間	28,780円	4,680円		
	4年間	37,410円	6,080円		
	5年間	46,030円	7,470円		
	6年間	51,780円	8,400円		

3-3. 付帯学総、インバウンド付帯学総 共通事項について

(1) 令和6年度の補償内容および保険料について

令和6年度は補償内容および保険料の改定はありません。

(2) Web 加入（サイちゃんの学生保険サイト）について

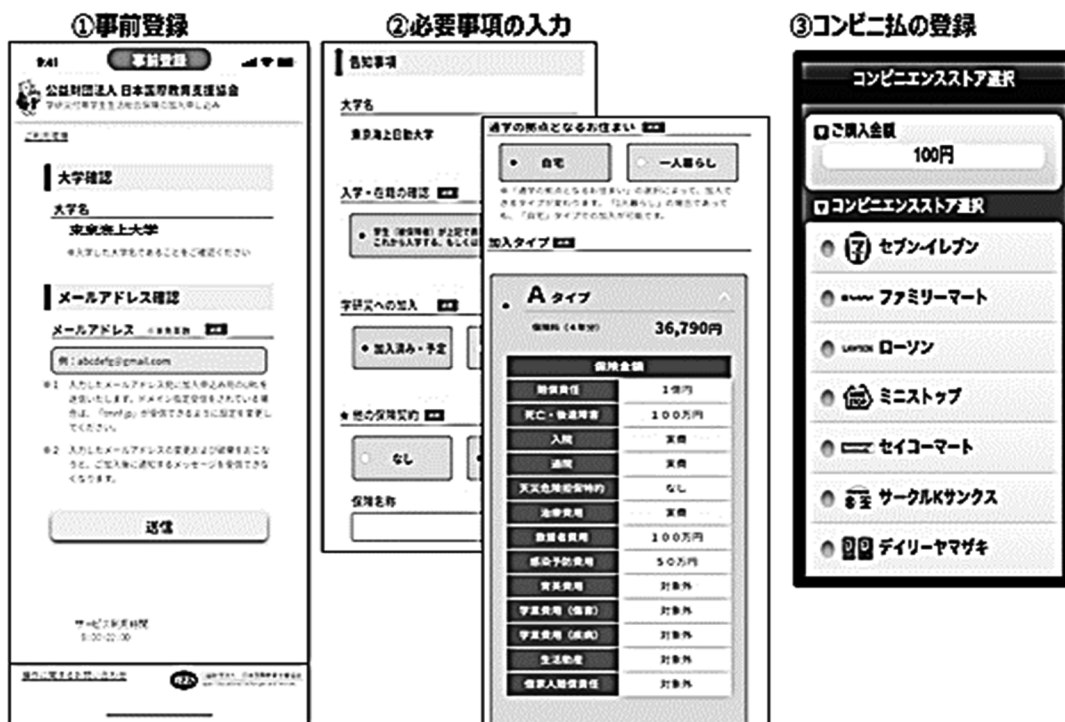
令和2年度から Web 加入を全国的に展開し、約9割の賛助会員校に導入いただいています。加入者が直接協会宛に個別入金する場合、従来の郵便振込に代わり、原則 Web 加入方式（コンビニ払い）のご利用をお願いします。なお、学校で一括加入の場合は、郵便振込または電信振込をご利用ください。

Web 加入方式（コンビニ払い）は、一回のお支払い上限が30万円となっています。保険料とシステム手数料の合計が上限額を超えるプランを採用する場合は、郵便振込方式としてください。

サイちゃんの学生保険サイトは、英語版への切り替えが可能です。（中国語、韓国語、ベトナム語、その他の言語版はありません）

① Web 加入の画面イメージ

スマートフォン・タブレット・PC から申込が可能です。パンフレット・Web 加入用チラシなどに掲載の QR コードを読み取り、Web 加入サイトにアクセスし、下記の流れで登録します。



② お試し用 QR コード

QR コードから接続の上、ご参照ください。

※加入内容を確定させないよう、ご注意ください。

「お申し込み内容入力」画面の「次へ」を押さないでください。



③ 注意事項

- a. 保険金請求や加入確認などの流れに変更はありません。
- b. 従来の郵便振込依頼書兼加入依頼書による加入方式も利用可能ですが、記入漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。(Web 加入方式と郵便振込方式を並行して利用することが可能です。)
- c. 学内 Web サイトとの連携も可能です。
- d. 新たに導入される場合や更新の場合は、担当代理店・営業課支社との打ち合わせをお願いします。
- e. 令和 4 年 10 月より、付帯学総の保険金請求時の領収書提出は、原本によらずコピーでの対応をさせていただくこととなりました。

(3) 事務取扱について

① 加入の条件

付帯学総、インバウンド付帯学総は、学研災加入者のみが加入できる保険です。加入手続については、学研災への加入が確実にできるよう、以下に記載する事務取扱に従いご対応ください。

② 賛助会員校での加入事務等の取扱

学研災および付帯賠償は、従来どおりの募集および加入事務等の取扱となりますが、付帯学総、インバウンド付帯学総については、保険の性質上、受付事務が学研災よりも複雑になります。賛助会員校の事務負担の増加を極力避けるために、以下の内容でのご協力をお願いします。

◆付帯学総、インバウンド付帯学総の取扱を希望する賛助会員校は、募集に必要な専用のパンフレット・振込用紙等を入学手続き時期に原則保護者に配布し、学研災と並行して周知していただくよう、ご協力をお願いします。

◆付帯学総、インバウンド付帯学総加入学生の保険料の払込先は本協会あてとしてください。賛助会員校からの保険内容の確認や個々の学生からの保険に対する照会応答等は、引受保険会社の指定する取扱代理店で対応しています。また、インバウンド付帯学総は専用のメールアドレス（futaigakuso.inbound@tmnf.jp）でも受け付けています。

◆賛助会員校は、取扱代理店から送付される加入者データを確認し、学生の在籍確認と学研災への加入確認等の照会に対応していただきます。

◆昨今の入学手続のペーパーレス移行に伴い、学生・保護者への発送物を減らすもしくは廃止をご検討される場合、補償のご案内が十分周知されなくなる可能性にご配慮をお願いします。極力パンフレット類の発送は継続いただくとともに、万一全ての発送物を廃止される場合には、保護者宛の連絡手段などを活用した付帯学総制度のご案内についてご協力頂きたく、よろしくご申し上げます。

③ 事務の流れと役割（概要）

※次頁の図を併せてご参照ください。

a) 大学

- ・事前に本協会あてに付帯学総、インバウンド付帯学総の取扱の登録を行う（図①）。
 - ・学生に対して付帯学総、インバウンド付帯学総の案内を行う（図③）。
- * 入学案内書類への募集パンフレットおよび大学名での加入推薦文の同封にご協力ください。

- ・付帯学総、インバウンド付帯学総取扱代理店より送付される加入者データを確認し、在籍確認を実施後、完了データを送付する（図⑤）。

- * 加入者データは、申込内容が確定した時点で付帯学総、インバウンド付帯学総取扱代理店より大学あてに随時送付されるので、その都度確認する。

b) 本協会

- ・本保険契約者であり、引受保険会社と保険契約等を取り交わす。
- ・学生からの加入申込を受け付けると同時に、保険料を集金する（図④）。

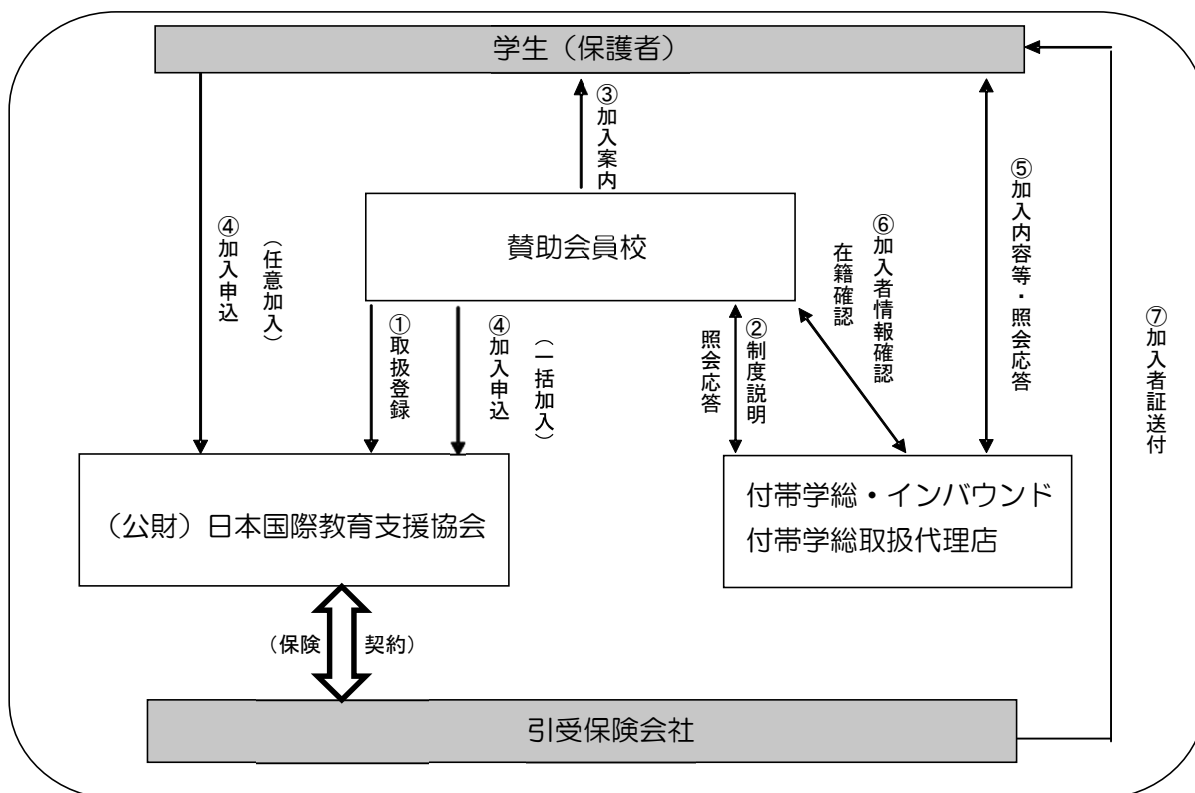
c) 付帯学総取扱代理店

- ・学生（保護者）や大学からの照会に应答・対応するとともに、大学から送付する加入者データの不備項目を訂正する（図⑤⑥）。
- * 保険料の過不足対応、並びに中途加入・異動・解約・事故受付等の対応を実施する。

d) 引受保険会社

- ・加入手続完了後、学生へ加入者証を送付する（図⑦）。

図：事務の流れと役割



④ Web 加入について

Web 加入の導入は、パンフレット納品月の3か月前から以下のようなスケジュールで動きます。以下のスケジュール例を参考に、ご希望のパンフレット納品月から逆算して手続をお願いします。昨今増加している学校型推薦入試や総合選抜型入試での入学者のお手続きのタイミングにも間に合うようご確認ください。

<スケジュール例（令和5年12月にパンフレットを納品する場合）>

	スケジュール	項目	担当
1	令和5年9月まで	パンフレット校正・準備	印刷会社／取扱代理店 ／東京海上日動
2	令和5年11月	Web 加入方式エントリー*・ システム準備 *新規・更新とも必要	取扱代理店／ 東京海上日動
3	令和5年12月	パンフレット納品 (加入手続が可能になる)	印刷会社
4	令和6年4月	保険適用開始	取扱代理店／ 東京海上日動

<よくあるご質問事項>

	Q	A
1	従来の郵振方式の利用は可能ですか。	保険料とシステム利用料の合計が30万円を超える募集プランがある場合はコンビニ払が利用できないため、従来の郵振方式としてください。30万円を超えない場合は、原則 Web 加入方式（コンビニ払）としてください。
2	Web 加入と郵振方式で募集パターンを分けることはできますか。	募集パターンは分けることができないため、同一のタイプとなります。
3	プランを決定し Web 加入を導入する際、大学から提出する資料はありますか。	特段ありません。 大学として Web 加入の導入を決定いただければ、Web 加入は可能です。(Web 加入に関する申込書等はありません。)

⑤ 保険料入金方法のまとめ

平成 30 年度契約より、大学から本協会への保険料入金方法として、従来の「郵便振込による入金」に加えて、「電信払込による入金」を追加しました。電信払込とは、郵便局窓口に来店しなくとも銀行の ATM やインターネットからの振込が可能となる入金方法です。

さらに、令和 2 年度契約より Web 加入によるコンビニ払い方式を導入しています。なお、手数料は加入者負担となります。

加入方式		本協会口座への 入金方法
【A 方式】 任意個別加入方式	<u>（ア）Web 加入方式（原則）</u> 個々の学生がスマートフォンを用いて、個別に加入 手続・保険料入金をしていただきます。	<u>コンビニ払いのみ</u>
	（イ）専用の「郵便払込取扱票」による加入方式 個々の学生が個別に加入手続・保険料入金をしてい いただきます。 ※保険料とシステム利用料の合計が 30 万円を超える 募集プランがある場合など <u>Web 加入方式が利用でき ない場合の加入方式です。</u>	郵便振込のみ
【B 方式】 全員加入方式	学生全員を加入対象として、大学が保険料を一括入 金する場合の方式です。 <u>加入漏れがなく、加入デー タを一括送信できるため</u> 利便性が高いことが特徴で す。	郵便振込 または <u>電信払込</u>
【C 方式】 加入希望者のみ 一括加入方式	任意の加入希望者を対象として、大学が保険料を一 括入金することで、学生の加入手続の負担を解消す るための方式です。学生は大学へ簡易的な一括加入 依頼書を提出します。	

⑥ 令和 6 年度の募集体制

◆国内損保 4 社（東京海上日動火災保険（株）（幹事保険会社）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）、損害保険ジャパン（株）、三井住友海上火災保険（株））の共同引受体制となります。

◆予定団体割引率＝30%（上限：変更なし）

⑦ 令和6年度の募集スケジュール（未導入の大学）

《事前登録（取扱登録票）締切：

付帯学総は令和5年11月末、インバウンド付帯学総は順次受付》

導入の検討



募集内容の決定

推奨パターンから学校ごとに募集内容を決定



本協会に事前登録

本協会のHP「学研災 NAVI」より様式をダウンロード・メールにて提出

※「学研災の付帯総合保険等の導入手続きについて」より、「付帯学総 取扱登録票」をダウンロードしてください。

※ 登録票は付帯学総およびインバウンド付帯学総兼用となっております。

(URL : http://www.jees.or.jp//gakkensai/futai_hoken.htm)

※ 取扱登録票を記載の上ご提出、取扱代理店または保険会社から大学へ連絡。(登録票のご提出は初回のみ必要。)



大学が希望する納品日までに各大学専用の募集パンフレットを作成

※本協会へ登録票を提出されてから、募集パンフレットの納品には1か月~2か月程かかる場合がありますので、お早目のご提出をお願いします。

4. 学研災付帯海外留学保険（付帯海学）について

(1) 概要

この保険制度は、大学単位で制度の採用をいただき、一定の定義に該当する海外派遣留学生全員を加入対象とする制度です。学研災の補償を活かした内容の海外旅行保険となっており、全国制度とすることで本制度採用学校全体のスケールメリットを活用しています。

① 対象となる学生および留学の定義

- a) 学生の定義： 学研災に加入している学生（未加入の場合は加入していただきます。）
- b) 留学の定義： ①大学が単位認定する留学プログラムおよび大学が承認を行う留学等（大学が承認しない私的な留学は対象外）
②大学もしくは学部等を単位に、保険加入対象となる留学の定義詳細を事前に大学と保険会社間で取り決め、対象とする留学は学生全員が保険に加入することになります。

② 制度開始時期

令和5年6月1日以降の留学が対象です。

(2) 令和5年6月始期以降の補償内容および保険料について

① 補償内容

『疾病に関する応急治療・救援者費用特約』の付帯可能期間の拡大

従来、31日以内の短期契約にのみ付帯可能であった『疾病に関する応急治療・救援者費用特約』について、31日超の長期契約も対象となります。なお、当該特約を付帯することができる子契約の保険期間の拡充であり、費用の範囲期間（治療を開始した日からその日を含め30日以内）の拡充ではない点ご注意ください。

これにより、渡航前に発病し治療を受けたことのある疾病を直接の原因として、渡航中に症状の急激な悪化により治療を受けられた場合にも、渡航先における応急治療費用や救援者費用などをお支払する補償を長期留学の学生にも提供可能となります。対象となる病気・条件の詳細は取扱代理店へご確認ください。

② 保険料および保険金（令和5年6月1日現在）

令和6年6月始期以降の保険料は近日決定します。

包括割引（15%）および損害率による割引（36%）⇒全体で45.6%の割引を適用。（連算）

種目	補償内容 ^{※1}	歯科治療費用担保特約 なし		歯科治療費用担保特約 あり	
		基本プラン	拡充プラン	基本プラン	拡充プラン
海外旅行保険	傷害死亡	300万円	1,000万円	300万円	1,000万円
	傷害後遺障害	300万円	1,000万円	300万円	1,000万円
	治療・救済費用	5,000万円	1億円	5,000万円	1億円
	疾病死亡	300万円	1,000万円	300万円	1,000万円
	【31日まで】賠償責任保険 【31日超】留学生賠償責任保険	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	10万円	20万円	10万円	20万円
	航空機寄託手荷物	—	3万円	—	3万円
	航空機遅延	—	付帯有り	—	付帯有り
	歯科治療費用保険金額	—	—	30万円	30万円
	歯科治療費用縮小割合 ^{※2}	—	—	80%	80%
歯科治療費用待機期間	—	—	31日	31日	
保険期間 / 保険料	1日まで	770円	1,310円	770円	1,310円
	2日まで	1,110円	1,710円	1,110円	1,710円
	3日まで	1,410円	2,060円	1,410円	2,060円
	4日まで	1,670円	2,370円	1,670円	2,370円
	5日まで	1,980円	2,770円	1,980円	2,770円
	6日まで	2,270円	3,150円	2,270円	3,150円
	7日まで	2,520円	3,450円	2,520円	3,450円
	8日まで	2,750円	3,730円	2,750円	3,730円
	9日まで	2,970円	4,000円	2,970円	4,000円
	10日まで	3,190円	4,270円	3,190円	4,270円
	11日まで	3,420円	4,530円	3,420円	4,530円
	12日まで	3,640円	4,790円	3,640円	4,790円
	13日まで	3,860円	5,050円	3,860円	5,050円
	14日まで	4,050円	5,310円	4,050円	5,310円
	15日まで	4,250円	5,530円	4,250円	5,530円
	17日まで	4,530円	5,860円	4,530円	5,860円
	19日まで	4,940円	6,340円	4,940円	6,340円
	21日まで	5,350円	6,860円	5,350円	6,860円
	23日まで	5,590円	7,180円	5,590円	7,180円
	25日まで	5,800円	7,480円	5,800円	7,480円
	27日まで	5,980円	7,760円	5,980円	7,760円
	29日まで	6,140円	8,000円	6,140円	8,000円
	31日まで	6,280円	8,220円	6,280円	8,220円
	34日まで	6,720円	8,720円	6,720円	8,720円
	39日まで	7,710円	9,810円	9,270円	11,370円
	46日まで	9,110円	11,410円	10,990円	13,290円
53日まで	10,760円	13,280円	12,950円	15,470円	
2か月まで	12,720円	15,540円	15,310円	18,130円	
3か月まで	17,530円	21,130円	21,310円	24,910円	
4か月まで	25,000円	29,840円	30,050円	34,890円	
5か月まで	32,340円	38,370円	38,710円	44,740円	
6か月まで	39,550円	46,800円	47,190円	54,440円	
7か月まで	46,870円	55,340円	55,840円	64,310円	
8か月まで	54,190円	63,920円	64,440円	74,170円	
9か月まで	61,740円	72,720円	73,320円	84,300円	
10か月まで	69,140円	81,370円	82,000円	94,230円	
11か月まで	76,280円	89,680円	90,460円	103,860円	
1年まで	83,680円	98,330円	99,100円	113,750円	

※1 補償内容及び保険料は一例について概要を記載しております。補償内容及び保険料の詳細は取扱代理店とお打合せください。

上表以外に例えば保険期間31日超の契約に留学生生活用動産特約を付帯留学のための宿泊・居住施設内に保管中の物を補償対象とすること等可能です。

※2 歯科治療のために負担した歯科医師の診療費、処置費および手術費等の8割を保険金としてお支払いいたします。

(3) Web 加入システムの導入について

原則、個別加入の場合には学生が取扱代理店の事務所に訪問の上手続をしていただく必要がありましたが、Web 加入システムの導入により学生は取扱代理店の事務所に訪問することなく、ご自身のスマートフォンや PC などでお手続きをすることが可能となります。(保険料のお支払もクレジットカード払で可能)

大まかな手続の流れは以下の通りです。

- ◆**賛助会員校**：留学派遣予定の学生情報（学生氏名・学生番号・メールアドレスなど）を保険代理店に提出



- ◆**取扱代理店**：賛助会員校から受領した学生情報に加入する保険の情報を追加、学生のメールアドレスに加入用 URL を発信



- ◆**学生**：メールアドレスに受信した加入用 URL から必要情報を入力し、確定した保険料をクレジットカードでお支払

付帯海学の保険料と危機管理サービス料金のクレジットカード合算支払い

付帯海学と提携関係にある特定の危機管理サービスをご利用いただいている場合、付帯海学の保険料と危機管理サービスのサービス料を1度の手続で学生個人がクレジットカードで合算してお支払可能となります。従来、各種費用の集金に学校職員のお手間をかけてしまっていた点が解消されるため、業務効率化に繋がります。

(4) 事務取扱について

① 加入の条件

付帯海学は、学研災加入者のみが加入できる保険です。付帯海学への加入手続については、学研災への加入が確実にできるよう、以下に記載する事務取扱に従いご対応ください。

② 賛助会員校での加入事務等の取扱

付帯海学を採用する学校には、以下の事務についてご協力をお願いします。

- ◆本制度の学生への説明および加入の指導
- ◆取扱代理店が被保険者証を発行することに際して、事前の留学情報の提供
(氏名、留学期間、留学先国名等がわかるリスト等)
- ◆学生へ加入手続きを案内できる説明会等の設置 (手続き方法の説明・チラシ等の手交)
- ◆払込みが完了した学生への「被保険者証」の手交 (Web 手続きの場合は学生のメールアドレス宛自動配信)

③ 事務の流れと役割（概要）

a) 大学

- ・事前に、本協会宛てに、付帯海学の取扱登録票を提出する。（図①）
- ・渡航する学生に対し、本制度への加入を指導する。
- ・留学は時期が集中することから、円滑な契約手続きができるよう、留学情報の事前提供や学生への集合説明会の設定等について、代理店と連携して準備を進める。（図③、④）
- ・加入手続きが完了した後に、加入状況管理を行う。

b) 本協会

- ・本保険契約者として、引受保険会社と保険契約を締結し、保険約款等を取り交わす。
- ・集金者として、学生からの保険料を集金する。（図⑥）

c) 学生

- ・取扱代理店と保険加入手続。
- ・取扱代理店から案内された保険料を速やかに払込。（図⑥）
- ・「被保険者証（保険証券）」を大学より受領し、留学に必ず携行する。（不携行の場合、付帯サービスが受けられなくなります。）

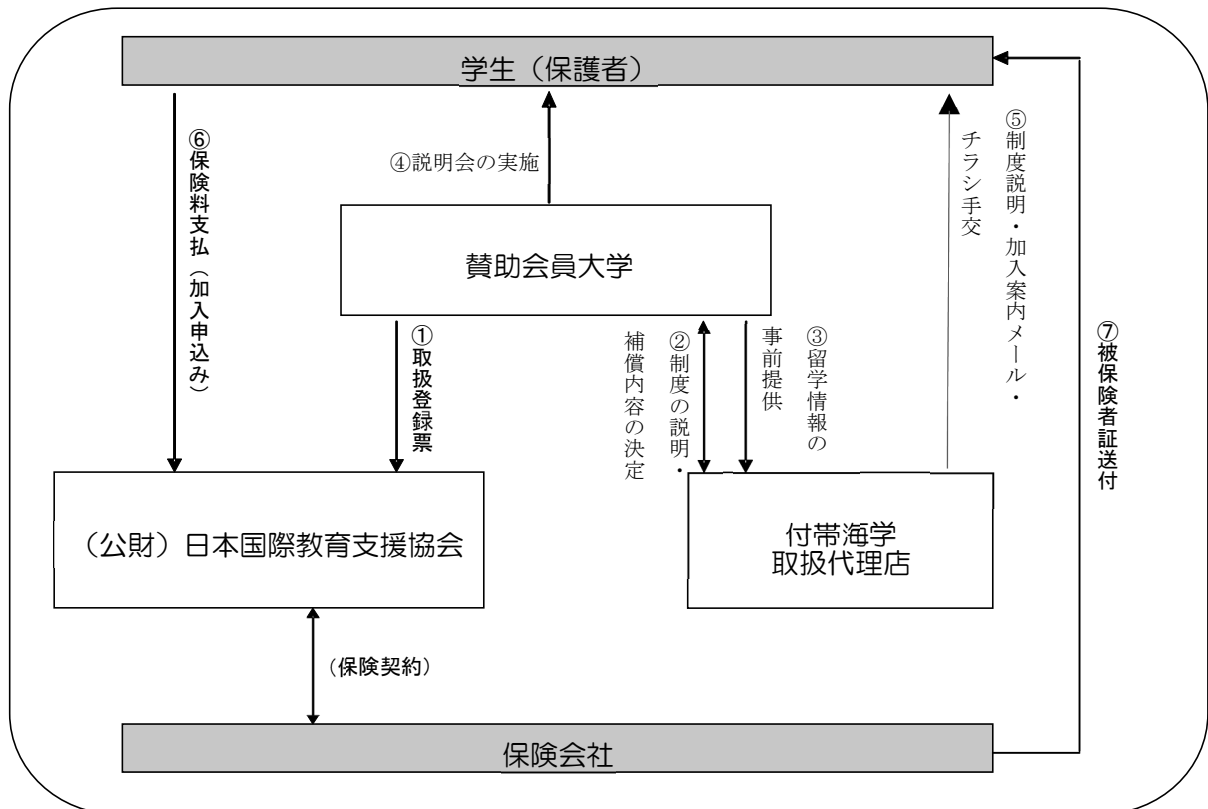
d) 付帯海学 取扱代理店

- ・大学・学生への本制度の説明、大学から連携された学生情報を付帯海学 WEB システムへ事前登録を行い、学生宛に手続き案内メールを配信する。（図⑤）
- ・学生（保護者）や大学からの照会応答対応を行う。

e) 保険会社

- ・加入手続完了後、学生へ加入者証を送付（図⑦）

図：事務の流れと役割



④ 保険料納付方法まとめ

以下の取扱が可能です。

【加入学生に個別に納付させる場合】

- ✓ p29 の Web 加入によるクレジットカード決済
- ✓ 郵便振込または電信払込（従来と同じ）

【大学が一括で納付する場合】

- ✓ 郵便振込または電信払込（従来と同じ）

加入学生の利便性や加入事務の迅速性の観点から、学生に個別納付させる場合は Web 加入の利用をぜひご検討ください。

⑤ 令和 6 年度の募集体制

◇国内損保 4 社（東京海上日動火災保険（株）（幹事保険会社）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）、損害保険ジャパン（株）、三井住友海上火災保険（株））の共同引受体制となります。

◇予定包括割引率＝15%

◇包括割引に加え、前年度の保険金お支払実績に基づき、「過去の損害率による割引」が適用されます。（ご参考：令和 5 年 6 月始期契約には 36%割引が適用されています。）

⑥ 令和 6 年 6 月以降留学の募集スケジュール（未導入の大学）

《事前登録（取扱登録票）締切：令和 6 年 3 月末》

（現在先行募集中である、令和 5 年 12 月以降留学の登録締め切りは令和 5 年 9 月 29 日）

導入の検討



本協会に事前登録

本協会の HP「学研災 NAVI」より様式をダウンロード・メールにて提出。

※「学研災の付帯総合保険等の導入手続きについて」より、「付帯海学 取扱登録票」をダウンロードしてください。

（URL： http://www.jees.or.jp//gakkensai/futai_hoken.htm）

※取扱登録票を記載の上ご提出いただきますと、取扱代理店または保険会社から大学へ連絡が入ります。



対象とする留学の範囲や補償内容を検討し、学生への加入手続きを指導

※本協会へ登録票を提出されてから、学生の保険加入まで、2 か月程かかる場合がありますので、お早目のご提出をお願いします。

<照会先>

公益財団法人日本国際教育支援協会

担当課：学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

電話番号：03-5454-5275

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6 番地 4

電話番号：0120-587-050

(引受幹事保険会社)